

# くらしのフレッシュ便



## 相談ファイル

### ～「民事裁判執行通知」というハガキが届いた～

#### 《相談内容》

「民事裁判執行通知」というハガキが届いた。  
しかし、ハガキの内容については全く覚えがない。どうすれば良いか？

#### 《アドバイス》

このハガキは架空請求と考えられます。

ハガキや封書又は携帯電話などの電子メールに届く不当・架空請求の相談は、広島県内では平成16年度をピークに減少傾向ですが、昨年度(平成19年度)では約1万件といまだに相談の上位にあります。

ハガキの内容は「財務局」や「法務省」などに関連する団体をかたり、「民事裁判執行通知」や「民事訴訟通知(最終通告書)」などの名称で、有料情報料金や通信販売の「未払い代金」の件で「裁判」を起こし、「出廷拒否」と「財産を差し押さえる」というものです。(「文書の題名」や差出人の名称・住所も様々です。)

また、「裁判取り下げ期日」を非常に短く設定している事も特徴です。

これは、不安に思った受取人が差出人に「どういうことか？」と連絡することを狙っています。

しかし、連絡すると差出人から身に覚えのない「代金」を要求される恐れがあります。

身に覚えのない請求に対しては、こちらから一切連絡しないでください。

万が一、支払ってしまった場合は、直ちに警察と振込先の金融機関に連絡してください。

#### ※ もし、裁判所からの通知が届いたら？

裁判所の通知は特別送達で届きます。ハガキや郵便受けに投函されることはありません。

もし、封書の郵便物が届いた場合は、裁判所にその事実があるかを確認する必要があります。

(その際、差出人の連絡先ではなく、本当の裁判所の連絡先を電話帳などで調べてください。)



## 生活情報ファイル

### ～エスカレーターでは黄色い線の内側に～

夏の定番、足元涼しいサンダル。エスカレーターに乗るときは巻き込まれ事故にご注意ください。昨年の夏場に足の爪がはがれたり、足の指の骨折など重大な事故が報告されています。

「製品評価技術基盤機構 (NITE)」が出した報告書 (H20.5) によると、同様の事故が66件あり、つま先が覆われた、柔らかい素材(樹脂製)の、デザイン的にも人気があるタイプのサンダルで多く発生しました(事故の約半数)。場所は「黄色い線の外」のステップの端と側面のスカートガードの間で多く(約56%)、子どもに事故が多かった(約74%)ことも特徴です。

詳細は、ホームページをご覧ください。(URL:<http://www.nite.go.jp/jiko/monitor/h19pdf/sandaru.pdf>)  
「サンダルのエスカレーター巻き込まれ事故に関する調査結果報告書」(PDFファイル)  
左下にあるのが、同報告書に掲載された、エスカレーターに巻き込まれたサンダルの写真です。



また、エスカレーターに空いた穴(!)で、起こった事故も起こりました。サンダルを履いた、若い女性が足の指の一部を切断しました。

事故にあわないためには、やはりエスカレーターを正しく乗る事です。足元をよく確認して黄色い線の内側に立ち、手すりを持ちましょう。特に子どもと乗る場合は、保護者などが十分注意しましょう。

## くらしのまめちしき

### ～燃油サーチャージって何？～

夏の休暇を利用して、海外に行こうと考えている方には頭の痛い話です。近頃の原油価格の高騰が思わぬ事に、旅行の代金にも影響が出ています。旅行代金に追加される、「燃油（ねんゆ）サーチャージ」なる代金です。

通常航空機の運賃は、航空会社等の企業努力で抑えられます。

しかし、今回のような原油価格の高騰は予想外の経験で、企業努力では抑える事が出来なくなってしまいました。

そこで、燃油（燃料）代がある一定の価格を超えた場合、追加料金を徴収することを国土交通省が認めました。

それでは、「一定の価格」は何を基準にしているのでしょうか？

「シンガポール ケロシン市況価格」です。これはシンガポールでの航空燃料（ケロシン）価格の3ヶ月の平均で、1バレル（約 159 リットル）当たり 45 米ドルを下回った場合は廃止されるとされています。（航空会社によって設定は異なります。）

現在、原油価格がバレル当たり、120 米ドルを超えていて、廃止される見込みはなさそうです。

燃油サーチャージについて、「旅行代金とは別途徴収されます」と小さく表示されていましたが、「ハワイに行くのに1人当たり4万円」など高額となり、消費者からも苦情が生まれました。旅行者の中には、燃油サーチャージを含めた総額表示をはじめめる業者も現れました。

（6月末に国土交通省からも表示についての通達が出ました。次のホームページをご覧ください。

URL: [http://www.mlit.go.jp/report/press/kanko06\\_hh\\_000009.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kanko06_hh_000009.html)

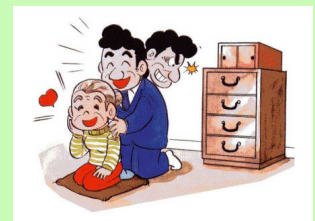


ただ、新しい表示は経過措置もあり、実質秋になる模様です。今後、「海外格安旅行」といった広告があっても額面通りに取らず、別に燃油サーチャージが必要か、旅行会社等に確認しましょう。楽しい旅行が、台無しにならないように。Bon Voyage！（良い旅を！）

### 実家（帰省先）に帰ったらチェックして

お盆の休みなどを利用して、帰省をされる方も多いと思います。実家のご家族の方でこんな事がないかチェックしてみてください。

- ・ 見慣れぬ大きな段ボールがある。あるいは、工事された形跡がある。
- ・ 電話や来客に対しておびえている感じがある。
- ・ お金に困っている様子がある などです。



そのような場合、悪質商法にあっている可能性があります。特に高齢者は騙されたことを恥ずかしいと思う傾向があります。さりげなく事情を聞いてください。（責めるのは逆効果。）

また、悪質商法にあうのは高齢者だけではなく、帰省した子どもの様子も聞いてみましょう。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 総務管理部 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 Tel 082-513-2731

●●市（町）消費生活センター（受信先でご自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町）●●市役所（町役場）○階 Tel 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として刊行していますが、印刷（A4判）しても使用できます。